

令和3年9月29日

「那覇市地域消費促進事業（プレミアム付商品券事業委託業務）」の公募に係る質問への回答について

那覇市 経済観光部 商工農水課

令和3年9月8日付けで公告しました「那覇市地域消費促進事業（プレミアム付商品券事業委託業務）」の公募に係る質問について、下記のとおり回答します。

No	提案募集要項及び仕様書ページ	質問内容	質問回答
1		商品券の発行単位について、500円、1,000円など市の指定はあるか。	指定はなく、提案によるものとしている。仕様書詳細版5-(3)-ア-④参照。
2		商品券の利用者側の制約はあるか。 (那覇市民に限るまたは県内県外問わずなど)	原則、那覇市民のみ対象。ただし、電子商品券を提案する場合において、対象を限定できない仕様であれば、県民や観光客等も可とする。
3	仕様書（詳細版） P1 4(2)	採択から実施までの期間が短く、制作物の発注スケジュールが非常にタイトである。開始時期を遅らせることは可能か。	原則、仕様書のとおりとするが、別紙1 提案書作成要領の2-(1)で示す業務全体スケジュールにて開始可能な日程を提案ください。 本回答書No. 8の回答も参照。
4	仕様書（詳細版） P1 4(2)	販売期間、利用期限などの記載がないが、現時点で決まっている内容があれば共有いただきたい。	商品券の使用期間については、11月中の販売開始後、2月末までと考えている。 本事業については、完了報告、清算等を3月末までにすべてを終える必要がある。
5	仕様書（詳細版） P3 ア. 共通事項	プレミアム率の下限はあるか。	下限を明確に設けてはいない。仕様書（詳細版）5-(3)-ア-③に記載のとおりプレミアム率は30%を目途としているが、事務経費、プレミアム分に対する魅力、消費喚起などを総合的に考えたうえでのバランス調整になるため、提案によるものとする。上限についても同様。

			ただし、既存ギフトカード等を使用する場合については20%を目途。
6	仕様書（詳細版） P3 ア. 共通事項	商品券を2種類発行とあるが、具体的な業種が既に決まっていれば内容を提示いただきたい。	共通券は市内の参加店舗全てを対象とし、専用券は、共通券の対象から大規模店舗やスーパー・コンビニ等を除く予定。 詳細は契約後に調整のうえ、決定する。
7	仕様書（詳細版） P2（2）	加盟店の加入条件は委託業者で決定して良いのか。那覇市と協議の上、加入条件を決定するのか。	選考基準を市と協議のうえ決定し、その基準に則って受託者が参加決定する。P2（2）①の※部分参照。
8	p.1(2)	商品券の発行開始時期は11月中と記載がございますが、電子と紙で商品券の販売開始時期が異なってもいいでしょうか？	11月中にどちらかを先行して販売できるのであれば可とするが、もう一方の商品券についても速やかに販売を開始すること。 本回答書 No. 3 の回答も参照。
9	p.2 5(1)	事務局として契約締結後10日以内に開設とは、事務局として何をどこまで準備できていること必要があるのか教えていただけないでしょうか？	①本事業担当責任者の配置 ②市との調整が行える体制 ③市民及び事業者等からの本事業への問合せ対応
10	p.2 5(3)ア.①	電子・紙共通で購入制限の対策が必要でしょうか？ 例) 電子で購入した人は紙は購入できないなど	仕様書詳細版5-(3)-ア-①の共通事項を踏まえたうえで、電子商品券と紙商品券の併用とする場合には、仕様書詳細版5-(3)-ウ-②のとおり。
11	p.3 5(3)	電子発行の場合、プレミアム分について市外で利用されても構わないでしょうか？	参加店舗は市内に限るため、市外での使用はできないものとする。
12	p.3 5(3)	電子で発行した場合も、共通券と専用券の両方の発行は必要でしょうか。両方の発行をした場合、共通券のみ/専用券のみの購入はできず、購入した商品券群に共通券と専用券の両方が一定の割合で入っている必要があると理解していますが正しいでしょうか。 (例えば、電子で5000円分購入し、6500円の電子商品券と交換する際	お見込みのとおり。

		に、共通券を2000円/専用券4500円を配布する)	
13	p. 5 5(8)	アンケート取得に市の公式LINEの機能を利用することは可能でしょうか	本市の公式 LINE を活用して事業の周知・広報等は可能だが、質問にあるような公式 LINE の機能利用は不可とする。
14	p. 5 5(8)	市の公式LINEのアンケート機能で抽選申し込みを受け付けることは可能でしょうか	個人情報取り扱いとなるため不可。広報等での利用は可。
15	p. 5 5(8)	利用者、利用店舗を関連付けた消費の実態は全数必要でしょうか？ サンプル数でもよいでしょうか？	利用店舗の実績や業種別実績等は効果測定のために全数必要となる。利用者の消費行動等の実態はサンプルでも可とする。
16	p. 1 4(1)	広く市民が活用できるものとする。ございますが、商品券購入対象者は那覇市民のみでよろしいでしょうか？	本回答書 No. 2 と同様。
17	p. 3 (3)ア.②	専用券について那覇市が指定する業種等の要件に該当する店舗のみと記載がありますが、具体的な業種や基準などありますでしょうか？	本回答書 No. 6 と同様。
18	p. 3 (3)ウ.③	参加店舗は、原則として紙・電子の両方対応ができないと参加店舗として認められないという認識でよろしいでしょうか？	原則そのとおりだが、事情により両方の対応が困難な場合は協議によるものとする。
19	仕様書 4(1)	本事業のゴールは、2.6 億円の還元額を利用して、那覇市内の店舗へ 8.6 億円以上の経済効果をもたらすことで良いでしょうか。(30%の場合)	プレミアム分は2.6億円以上としたうえで、本事業ゴールはお見込みのとおり。
20	仕様書5(3)ア、イ	「同一人物による購入制限」とありますが、紙商品券の場合、身分証明と住民基本台帳等との突合で、重複購入を防ぐ対策は必要でしょうか。(買い回り防止の為)	住民基本台帳等との突合は不要。身分証明書の確認程度を想定している。
21	仕様書5(3)ア、イ、ウ	電子商品券、紙商品券ともに、利用者は那覇市民のみに限定する必要がありますでしょうか。	本回答書 No. 2、16 と同様。

22	仕様書4(3)	商品券の利用対象とならないものに関して、本事業加盟店への運用徹底を通達するという点によろしいでしょうか。	お見込みのとおり。 加えて、利用者向けに、商品券への使用注意事項記載及び表示や HP 等での案内も行うこと。
23	仕様書5(5)	換金頻度の目安はありますか。	提案によるものとするが、仕様書（詳細版）5-（5）-③に記載のとおりとすること。
24	仕様書5(3)ウ	電子商品券に、QRコード決済は含まれますか。	QRコード決済方式も含め、提案によるものとする。 事後還元方式（いわゆるキャッシュバック）は本事業の対象外となることは留意すること。
25	仕様書5(3)ウ	紙・電子商品券の購入できる対象者は①誰でも購入可能、②那覇市民のみ購入可能どちらになりますでしょうか。	本回答書 No. 2、16、21 と同様。
26	募集要領 P1	プレゼンテーションの日程をご教示ください。	令和3年10月8日（金）を予定
27	仕様書 P1	11月中に利用を開始し、期限はいつまでを想定していますでしょうか。	11月中の販売、2月末までの使用期間と考えている。
28	仕様書 P3	「電子商品券を購入・活用できない市民への販売については申立書等で確認を行った上で販売」とあるが、申立書を徴収する意図としては、電子版との重複購入を防ぐためという理解で正しいでしょうか。	お見込みのとおり。
29	仕様書 P1	広く市民が活用できるものとするのとありますが、那覇市民のみが購入できる商品券という理解でよろしいでしょうか。	本回答書 No. 2、16、21、25 と同様。
30	仕様書 P3(4)	商品券の販売方法は抽選を想定されていますでしょうか。	抽選又は先着等の販売方法については提案によるものとする。
31	仕様書 P3(3)ウ	紙商品券の販売にあたって、電子商品券を購入・活用できないという申立書等での確認は市民からの証憑の提出が必要となるか。	証憑の提出は求めず、身分証明書の確認程度を想定している。 本回答書 No. 20 と関連。

32	委託業務仕様書 5- (3) ウ	紙と電子の割合は、紙：電子＝8：2という考え方か？	事業目的を達成するために、より費用対効果及び消費効果が得られる割合を提案いただきたい。ただし、紙商品券2割以上は要件とする。
33	委託業務仕様書 4- (2)	開始は11月中とのことだが、終了はいつか？	本回答書 No. 4 と同様。
34	同上	加盟店募集開始はいつからか？ 10/25？	参加店舗の選考基準を市と協議のうえ決定後、募集開始とする。 P2 (2) ①の※部分参照。 本回答書 No. 7 と関連。
35	委託業務仕様書 5- (2)	参考として前回の加盟店(1,500店舗ほど?) はリストとしていただけるか？	店舗名のリストは提供可。 前回の受託事業者を通して案内通知等の依頼は要調整。
36	委託業務仕様書 5- (3) ウ	商品券の一人当たりの販売上限額ほどの程度か？ または提案次第か？	契約後に協議の上、決定する。
37	同上	既存のギフトカード等とは具体的に何を指しているのか？	広く流通し、様々な店舗で使用可能な、主に信販系ギフトカード等を想定している。 特定の店舗のみでしか使用できないもの(例：スーパー等が発行する店舗独自の商品券)は除く。
38	委託業務仕様書 5- (3) イ	紙商品券の紙厚やホログラムの可否等印刷仕様を教えてください。	仕様書詳細版5-(3)-イ-②で示す対策を講じたうえで、提案によるものとする。
39	委託業務仕様書 5- (3) イ	紙商品券の納品先は一か所か？	納品先を事務局として販売店舗に仕分けするのか、直接販売店舗とするのかは受託者で決定、管理するものとする。 販売店舗については、仕様書詳細版5-(3)-イ-①にあるとおり。
40	委託業務仕様書 5- (3) イ	プレミアム率が昨年度からアップしているため、何枚つづりのいくら想定なのかがわからないため その辺りを教えてください(昨年度は6,000円分入っていて5,000円で販売)	仕様書詳細版5-(3)-ア-④にあるとおりとし、提案によるものとする。 ※前回の商品券は5,000円分を4,000円で販売。 本回答書 No. 1 と関連。
41	委託業務仕様書 5- (3)	購入できる「市民」を本事業でどう定義付けるか。住民票登録との	住民票登録との突合は不要。 本回答書 No. 20 と同様。

		突合が必要か否か	
42	委託業務仕様書 5- (4)	コール年末の稼働について。 →年始について記載あるが、年 末は12/31まで稼働が 必須か	お見込みのとおり。
43	委託業務仕様書 5- (1)	事務局及びコールセンターは、那 覇市内もしくは沖縄県内に設置が マストか	事務局は参加店舗に関する業務や 緊急対応等を想定すると県内が望 ましい。コールセンターについて は、仕様書で示す業務の遂行及び事 業目的を達成できるのであれば設 置場所は問わない。

※本回答書において、「提案によるものとする」としている回答については、仕様書詳細版 P5 の「留意点について」でも記しているとおおり、最終的には市と協議の上で決定となります。

※下記の項目は、本市で追記した Q&A となります。

1	委託業務仕様書 5- (3) ウ	既存ギフトカード等を提案する場 合、事業の履行期間（今年度末） を過ぎても使用できる可能性があ るが、それは構わないか	任意の使用期間設定ができるもの が望ましいが、その設定が困難であ れば、なるべく履行期間内で使用さ れる工夫は取り入れること。
2	委託業務仕様書 5- (3) ウ	既存ギフトカード等は市外におい ても使用できる又は使用される可 能性があるそれは構わないか	既存ギフトカード等の内容は本回 答書 No. 37 のとおおりとしているた め、市外でも使用可能となるが、本 事業の目的から、なるべく市内参加 店舗で使用される工夫は取り入れ ること。